

郡山市DX推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内事業者等のDXの推進を図るため、「産業DX推進支援体制構築事業」において採択された、デジタル技術を活用した新たな価値創造や業務効率化の取り組みを実施した市内事業者等及び支援機関に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則(昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) DX デジタルトランスフォーメーションの略称のことをいい、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データ及びデジタル技術を活用して、顧客又は社会のニーズを基に、製品、サービス又はビジネスモデルを変革するとともに、業務そのもの、組織、プロセス又は企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立していくことをいう。
- (2) 事業者等 市内に主たる事業所を有し、かつ、事業を営む事業者又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律185号)第3条第1項各号に掲げる中小企業団体をいう。
- (3) 支援機関 郡山市商工業振興条例(昭和63年郡山市条例第19号)第2条第5号に定める会議所及び同条第6号に定める商工会、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に定める一般社団法人等のうち、緊急時においても事業者等の事業継続を支援する団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、事業者等又は支援機関のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当年度又は前年度に「産業DX推進支援体制構築事業」において採択された取り組みを実施する者
- (2) テレワークによる就業環境の導入又は拡充を実施する場合にあっては、30日以上にわたり、テレワークを実施した者
- (3) 資本金又は出資金が10億円未満の者
- (4) 市税等(個人市民税、法人市民税、固定資産税(都市計画税を含む。))、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。)を滞納していない者
- (5) この要綱に定める補助対象経費に関し、国又は地方公共団体から補助金の交付を受けない者
- (6) 過去に同様の取り組み内容によって、郡山市テレワーク等推進補助金又は郡山市DX推進補助金の交付を受けたことがない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、補助金を交付しない。

- (1) 代表者又は役員が郡山市暴力団排除条例(平成24年郡山市条例第46号)第2条に規定する暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者に該当していると認められる者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行

っている者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続きを行っている者

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付対象は、別表に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）とし、補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内で上限40万円とする。

2 消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除外するものとする。

3 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助対象期間）

第5条 補助の対象期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和7年3月31日までに、補助金等交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業内容書（第2号様式）

(2) 支出内訳書（第3号様式）

(3) 同意書兼誓約書（第4号様式）

(4) 補助金の申請において、郡山市に対し事前相談を行った内容が確認できる書類

(5) 法人にあつては、発行から3箇月以内の法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し

(6) 個人事業主にあつては、開業届又は直近の確定申告書の写し

(7) 対象経費の内訳がわかる書類及び領収証書の写し等

(8) 取組み内容が確認できる書類

(9) 「産業DX推進支援体制構築事業」において採択された取組み内容がわかる書類及び各事業において支援を実施した者が、支援した内容と交付申請内容が適合していることを証明した書類。

(10) 補助金の振込先金融機関の通帳等の写し（金融機関名、支店等名、口座番号及び口座名義人が確認できるもの）

(11) 国又は地方公共団体からの補助を受けている場合にあつては、対象事業及び経費がわかる書類（補助金交付決定通知書等）

2 前項に規定による補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により、補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(2) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

(額の確定)

第8条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象経費	対象経費区分	対象経費の説明
テレワークによる就業環境の導入若しくは拡充又はデジタル技術を活用した生産性向上に繋がる取り組みに要する費用	報償費	・外部専門家又は研修に係る講師に対する謝金
	旅費	・外部専門家又は研修に係る講師に対する旅費
	需用費 （取得価格10万円未満の物品の購入費）	・パソコン、タブレットその他のテレワーク等で使用する機器の購入費 ※同一機器についてはテレワーク等実施人数分の台数を上限とする。ただし、パソコン及びタブレットについては、1人につきいずれか一方の使用とする。以下、「使用料及び賃借料」及び「備品購入費」の説明欄について同じ。
	役務費	・システム又はアプリケーションの導入に係る初期費用、利用料及び設定費 ・システム構築費用 ・パソコン又はタブレットの端末台数増に伴う関連ソフト導入費用及び利用料 ※一般に市販されているものとし、増加台数分の導入を上限とする。
	委託料	・企業等によるコンサルティング又は研修に係る費用 ・テレワーク等実施に必要な業務を第三者に委託するために支払われる費用
	使用料及び賃借料	・パソコン、タブレットその他のテレワーク等で使用する機器のリース費用
	備品購入費 （取得価格10万円以上の物品の購入費）	・パソコン、タブレットその他のテレワーク等で使用する機器の購入費

事業内容書

1 事業所概要

商号又は屋号			
代表者職・氏名			
所在地	〒		
担当者名			
連絡先	TEL		
	E-mail		
申請区分	<input type="checkbox"/> クラウド活用による業務効率化 <input type="checkbox"/> 会計システム導入による経理時間削減 <input type="checkbox"/> RPAによる定型業務の自動化 <input type="checkbox"/> オンライン展示会等の出展 <input type="checkbox"/> ECサイト構築によるネット販売事業への転換 <input type="checkbox"/> キャッシュレス決済システムの導入 <input type="checkbox"/> QRコードを使った在庫管理の効率化 <input type="checkbox"/> POSレジサービスによる日々の売上管理の効率化 <input type="checkbox"/> 予約管理システムの導入 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
資本金		円	※個人事業主は記載不要
従業員数	人	うち 正社員数	人

※ 法人の場合は、発行から3箇月以内の法人登記に係る履歴事項全部証明書の写しを添付してください。

※ 個人事業主の場合は、開業届又は直近の確定申告書の写しを添付してください。

※ 「産業DX推進支援体制構築事業」において採択された取組み内容がわかる書類及び各事業において支援を実施した者が、支援した内容と交付申請内容が適合していることを証明した書類を添付してください。

2 実施内容

取組み実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
事業所住所	※複数ある場合はすべて記載してください。	
他の公的補助の有無	有（補助金の名称： ） ・ 無 ※有の場合、申請書（添付書類含む）及び決定通知書の写しを添付してください。	
事業の内容 ※具体的に記載してください。	①取組み実施の目的	
事業の内容 ※具体的に記載してください。		②取組み内容
※支援機関にあって		

は、緊急時における事業者等の事業継続に係る支援内容も併せて記載してください。

③活用するデジタル技術

※サービス名称、プラン名称（無料・有料）等を記載の上、導入したサービスや購入した機器の利用方法の詳細を記載

④今後期待する効果

※長期的な視点での事業の展開、波及効果など

※欄が足りない部分があれば適宜追加して記入してください。

支出内訳書

1 支出内訳

氏名 (団体名)	
-------------	--

経費内容	補助対象経費（円）	確認書類 No.
合計	㉠	

- ※ 補助対象経費は消費税及び地方消費税額を除いた金額としてください。
- ※ 補助対象経費の内訳がわかる書類及び領収証書の写し等を添付してください。
- ※ テレワーク等の取組み内容が確認できる書類を添付してください。

2 補助金交付申請額

円	上の表の㉠に3分の2を乗じた数値（千円未満切捨て）を記入してください。
---	-------------------------------------

- ※ 補助金交付申請額は40万円が上限です。

3 補助金振込口座

(1) 金融機関名	(銀行コード：)
(2) 支店名	(支店コード：)
(3) 預金種別	
(4) 口座番号	
(5) 口座名義（フリガナ）	

- ※ 当該口座の預金通帳等の写しを添付してください。

同意書兼誓約書

年 月 日

郡山市長

所在地
申請者 又は住所 _____

生年月日 _____

(フリガナ)
氏名又は法人名 _____

(フリガナ)
代表者氏名 _____

電話番号 _____

郡山市DX推進補助金の申請に当たり、下記の事項について同意及び誓約します。
なお、誓約した事項に偽りがあることが判明した場合には、交付された当該補助金を一部又は全額返還することに同意します。

記

- 1 税務担当課へ次の税目の納付状況（税目・税額・申告の有無等）を照会することに同意します。
【照会税目】
個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税
- 2 次の項目に該当いたしません。
 - (1) 代表者又は役員が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者である者
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行っている者
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続きを行っている者
- 3 この補助金に係る補助対象経費に対し、国又は地方公共団体から補助等を受けておりません。また、申請予定もありません。
- 4 異なる対象経費において、国又は地方公共団体から補助金の交付を受けている場合、その支給決定に係る一切の内容について、所管する機関へ照会することに同意します。
- 5 申請書の記載内容及び添付書類に一切の虚偽はありません。